

参考資料 令和3年3月29日 全員協議会	宮津市介護保険条例の一部改正について【専決予定】	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆専決内容の趣旨・目的 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を、令和2年度に引き続き令和3年度も行うため、所要の改正を行うもの。		◆厚生労働省事務連絡（令和3年3月） ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和3年度における減免措置に対する財政支援を行う予定	
◆専決内容の概要 減免の対象となる保険料の期間を1年間延長するもの。		【市民参加の状況】	
減免の対象となる被保険者 次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者 ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第一号被保険者 ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。		【政策等の効果及び費用】	
減免の対象となる保険料 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている第一号被保険者の保険料		【他の自治体の類似する政策との比較】	
◆施行日 令和3年4月1日		担当課・係 健康・介護課 介護認定係 (45-1676)	
※国の状況により、内容変更が生じる可能性あり。		添付資料	